

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施するので、安来市契約規則（平成16年安来市規則第58号）第3条の規定に基づき公告する。

令和8年4月23日

安来市長 田中武夫



1 入札に付する事項

物品名	業務用端末一式 (以下「本件物品」という。)	
業務の種類	物品購入	物品概要 ノートパソコン 85台 搬入費 85式 HDMIケーブル 85本 JUST Office 6 85式 詳細については、別紙仕様書にて 確認すること。
履行場所	安来市役所伯太庁舎	
完了期日	令和9年2月26日	
予定価格	公表しない	
最低制限価格	設定しない	
入札保証金	免除する	
契約保証金	免除する	
支払条件	前金払	
その他	入札参加者が1名の場合は、入札を行わない。	

2 入札に参加する者に必要な資格

令和7～9年安来市物品の売買等業者有資格者名簿に登載され、かつ次に掲げる条件をすべて満たしていること。ただし、共同企業体の参加は認めない。

営業所所在地	安来市、松江市に本店又は支店等を有すること。
納品実績等	無
その他	1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと 2 安来市における市税の滞納がないこと 3 公告の日から入札参加申請の提出期限までの間に安来市による指名停止を受けていないこと

	<p>4 次の各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(1) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者</p> <p>(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者</p> <p>(4) 役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者</p> <p>(5) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者</p> <p>(6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</p> <p>(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者</p> <p>(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>5 入札に参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと</p> <p>(1) 親会社と子会社の関係</p> <p>(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係</p> <p>(3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係</p> <p>(4) 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係</p>
--	---

3 競争参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

提出書類	競争参加資格確認申請書 1部
提出先	安来市財政課
提出期限	令和8年5月25日 午後3時まで（必着）
提出方法	持参又はFAX（0854-23-3152）による ※郵送及び宅配は認めない
提出書類の入手方法	島根県電子入札共同利用システム（PPI）からのダウンロード
確認審査	提出期限ののち速やかに行い、FAXにより結果を通知する。
競争参加資格がないと認められた者に対する説明	競争参加資格がないと認められた者は、市に対して理由の説明を求めることができる。この場合において、競争参加資格の結果を受け取った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）以内に競争参加資格がないとされた理由を書面により説明を求めるものとする。

参加資格の取り消し	確認審査後、次のいずれかに該当する場合、参加資格を取り消す。 (1) 入札執行の時点までに入札参加に必要な資格を喪失した者 (2) 入札執行の時点までに安来市による指名停止を受けた者 (3) 入札執行の時点までに法令違反等が報道等により明らかであり契約の相手方として不適當であると認められる者
-----------	---

4 設計図書等の閲覧、質問及び回答
設計図書等の閲覧、質問及び回答については次のとおりとする。

閲覧方法	島根県電子入札共同利用システム（P P I）に掲載する。
設計図書等の送付	行わない。
閲覧場所での閲覧期間	公告の日から。
設計図書等への質問方法	設計図書等に関する質問のある者は、書面にて財政課へ持参又はF A Xにて提出すること。※郵送及び宅配は認めない。
提出期限	令和8年5月13日 午後3時まで（必着）
回答	原則として提出期限の翌々開庁日までに島根県電子入札共同利用システム（P P I）に掲載する。

5 同等品確認
同等品確認については次のとおりとする。

同等品か否かの確認方法	同等品の承認を受けようとする場合は、同等品確認票とその性能価値等がわかる資料（カタログ、仕様書等）を含め、財政課へ持参又はF A Xにて提出すること。※郵送及び宅配は認めない。
提出期限	令和8年5月18日 午後3時まで（必着）
回答	原則として提出日の翌日までに、F A Xにて回答する。

6 入札日時と入札会場
入札日時と入札会場については次のとおりとする。

入札日時	令和8年5月28日 10時00分
入札会場	安来庁舎2階201会議室

7 入札方法等
入札方法等は次のとおりとする。

入札回数等	1 入札回数は3回とする。 2 電報、郵送及びインターネットを使用した入札は認めない。
入札金額の記載方法等	1 消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。 2 仕様書等に特別に定めのある場合を除き、1円未満の金額は記載しないこと。 3 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は認めない。 4 入札金額の錯誤は認めない。
代理人による入札	1 代理人をもって入札する場合には、委任状を持参すること。 2 入札者又はその代理人は、入札に際し、同一物品について同時に他の代理人になることはできない。

入札の辞退	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札を辞退するときは、入札執行前に辞退届を提出すること。入札執行中に辞退する場合は入札書に「辞退」と記入して入札執行者に提出すること。 2 入札を辞退することにより不利益を受けることはない。
-------	--

8 入札の無効と失格要件

入札の無効と失格要件は次のとおりとする。

入札の無効	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札に関する条件に違反した入札 2 明らかに談合その他不正な行為によってされたと認められる入札 3 同一人が本件物品について2通以上の入札をした場合のそのいずれもの入札 4 金額の記載のない入札書による入札 5 金額等を訂正した場合において、訂正印のない入札書による入札 6 入札書の物品名、納品場所、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者（代理人をもって入札する場合は、その代理人）の押印のない入札書による入札 7 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
失格要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札執行において遅参又は欠席した者 2 代理人をもって入札する場合において、委任状に不備がある者 3 最低制限価格を設定した入札において最低制限価格を下回る価格の入札をした者 4 入札執行の時点までに安来市による指名停止を受けた者 5 本件物件の競争参加資格確認において虚偽の申請をした者

9 落札者の決定方法

落札者の決定方法は次のとおりとする。

落札者の決定方法	<p>予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。</p>
同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合	<p>直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。</p>

10 その他

その他については次のとおりとする。

落札者の決定後、契約を締結しない場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 落札者決定から契約締結までの間に落札者が入札参加に必要な資格を喪失した場合 2 落札者決定から契約締結までの間に落札者が契約保証金を納付しない場合 3 落札者決定から契約締結までの間に落札者が安来市により指名停止を受けた場合
費用負担	<p>入札書の作成等一切の費用は入札参加者の負担とする。</p>
入札結果等の公表	<p>落札者を決定した場合は、入札結果等に関する書類を閲覧に供する。</p>
発注担当部署	<p>安来市 情報管理課 情報管理係 電話 0854-23-3350 FAX 0854-23-3384</p>
担当部署	<p>安来市財政課 入札契約係 電話 0854-23-3037 FAX 0854-23-3152</p>